

工事書類の簡素化一覧表

1 簡素化した内容

主な内容	
内容が重複する提出書類の簡素化	①前払金工事着手届は不要とし、着手日は工事工程表への記載に変更。 ②当初契約時以外の工事工程表は提出不要。 ③施工計画書を15項目から11項目に見直す。 ④排出ガス・低騒音対策型機械の指定ラベルの写真不要。完成検査時の書類提示も求めない。 ⑤出来形管理の管理点数が少ない場合は設計値と実測値が対比した構造図のみとすることが可能。
提出を求める材料品質証明資料の削減、確認の簡素化	⑤使用資材届を廃止。材料品質証明資料は受注者保管とし、請求があった場合の提示書類とする。 ⑥JIS認定製品及び富山県コンクリート製品協会認定製品の監督員による段階確認は不要。 ⑦JIS認定製品の鉄筋コンクリート用棒鋼を5トン以上使用する場合は品質の再確認を廃止。
様式の変更	⑧退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書の2様式を1様式にまとめる。 ⑨下請負届を工事打合簿＋下請調書に変更。
取組みの周知徹底	⑩工事書類の簡素化の内容を主要書類一覧表にまとめ、周知徹底を図る。
提出書類の簡素化	⑪段階確認（営繕工事は除く）及び検査（完工・部分使用・出来高・中間等）の立会写真の廃止。 ⑫不採用調書の廃止。 ⑬材料納入集計表の廃止（営繕工事は除く）。

2 改めて提出を要しない書類

中間検査 出来形管理図	中間検査に提出した出来形管理図は、改めて提出を要しない。※1 ただし、完成時までに出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
-------------	---

※1 中間検査済み管理図については、完成時の管理図目次等に「中間検査参照」と記載。

3 再提出の省略可とする書類

段階確認 出来形管理図	段階確認時に提出した出来形管理図、品質管理資料及び中間検査時に提出した品質管理資料は、再提出の省略を可とする。※2 ただし、完成時までに出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
段階確認 品質管理資料	
中間検査 品質管理資料	

※2 再提出を省略する場合の段階確認済み管理図、段階確認品質管理資料、中間検査品質管理資料は、完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。

4 提出を要しない書類

数量のみ変更の場合の変更施工計画書

5 適用年月日

令和7年8月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

既発注工事についても受発注者協議の上、令和7年8月1日から適用可能とする。